

単位認定基準

第1節 認定の方法及び時期

1. 単位の認定は、成績の評価に基づいて審議の上、学校長が行う。
2. 単位の認定は、各学年末に行う。

第2節 単位認定の条件

1. 次の各項を全て充足している場合は、その教科・科目の単位を認める。
 - (1) その科目の年間出席数が、講義又は演習による科目の場合は、規定時間数の3分の2以上、実習による科目の場合は規定時間数の5分の4以上であること（看護学科および理学療法士養成学科の実習については、第1章、第4節に記載のとおり）。
なお、90分授業においては受講時間が60分に満たない場合の、50分授業においては35分に満たない場合の遅刻・早退については欠課とする。
 - (2) 科目の単位の認定は、100点法で60点以上でなければならない。
2. 前項のいずれかを欠く場合は、単位認定会議（単位認定・卒業判定会）で審議し、その措置を決めるものとする。
3. 看護学科、理学療法士養成学科において、入学前に既習得単位がある者については、学則第19条に基づきその単位を本学の履修単位として認定することができる。
 - (1) 申請は入学手続き終了後、規定の期日までに以下に定める必要書類を添えて申請する。
 - ① 単位認定申請書（教様式8号）
 - ② 大学、短期大学、専門学校の単位認定証明書及びシラバス
 - (2) 申請は入学時のみとする。
 - (3) 単位認定判定会で審議し、承認を得るものとする。
 - (4) 手続きにより承認した学生については、単位認定許可書をもって単位を認定する。
 - (5) 認定された単位についての学籍簿への記載は「認定済」とする。
 - (6) 認定された単位について、その科目を聴講する時は、聴講願（教様式5号）を提出する。

単位認定基準は、教務内規による。